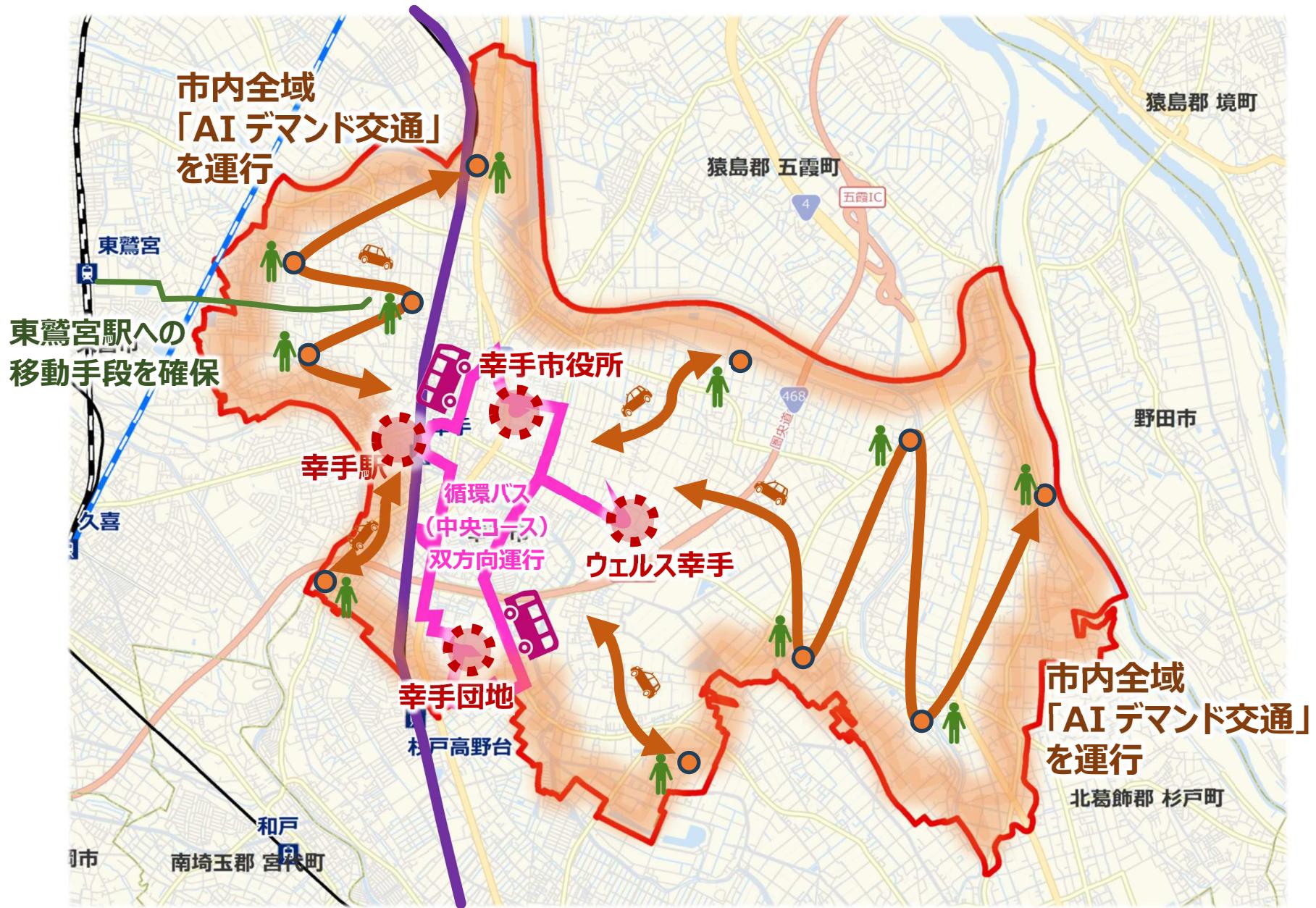


幸手市が運行する公共交通の考え方(案)



幸手市が運行する公共交通の考え方（案）について

1 基本的な考え方

令和4年1月に運行開始した現行の市内循環バスについては、中央コースが少しづつ利用者を増やしてきた一方で、東・西コースについては開始当初から利用者が少なく、現在まで同じ状況が続いています。

これまで実施したアンケート等では、市内循環バス全般に対しては「朝晩の運行時間の拡大」「便数の増加」「停留所の増加」「双方向運行」などの意見が多くあり、東・西コースについては「遠回り」「時間が余計にかかる」「便数が少ない」「行き帰りで利用しづらい」といった声が寄せられており、これらが実際の利用の少なさに関連していると考えられます。

令和9年1月以降に市が運行する公共交通を検討するにあたり、令和6年度は、公募委員を含め市民で構成する地域公共交通あり方検討会を設置したほか、広報紙への折り込みにより市民アンケートを実施しました。この中でいただいた意見等を踏まえ検討を行ってきました。

検討の結果、市が運行する次期公共交通の考え方は以下の通りです。これに基づいて具体的な運行計画案を策定していきます。

- 現在の市内循環バス中央コースをベースに、これまでの一方向運行を見直し双方向とすることで、「行き」「帰り」の利用で更なる利便性の向上を図る。
- 市内循環バス東コース、西コースはこれを廃止し、自宅（周辺）と設定目的地間を、予約に応じて乗合運行するAIデマンド交通を新たに導入し、利用者の移動ニーズに合わせ効率的に運行する。
- 全体的には循環バスとAIデマンド交通の組み合わせ方式とし、「主に東・西地域と市内中心部の間の移動にはAIデマンド交通を利用する」「市内中心部の主要施設間の移動には市内循環バスを利用する」ことにより、市内全体の公共交通の更なる充実を図る。
- 東鶯宮駅への移動手段については、現在実証運行を行っている乗合型デマン

ドタクシーの運行や社バス・学バスの活用などによる確保を検討する。

2 市内循環バス

既存の市内循環バス中央コースをベースに、このエリアの「主要施設を目的地とする」、または、「主要施設の間を移動する」ための交通手段として循環バスを運行する。なお、車両2台により双方向運行を行うことで更なる利便性の向上を図り利用者拡大を目指す。

(1) 事業種別

一般乗合旅客自動車運送事業(路線定期運行)

(2) 事業主体

幸手市

(3) 運行事業者

運行事業者は、道路運送法第4条に規定する一般乗合旅客自動車運送業(路線定期運行)の許可を取得できる見込みのある者とする。なお、事業所及び車両保管場所の設置並びに許可申請に要する費用は、運行事業者が負担するものとする。

(4) 運行期間

- ・運行実施期間 令和9年1月1日から令和14年12月31日まで ※5年間

(5) 車両

- ・ノンステップバス(既存の中央コース車両と同じタイプを想定)
- ・台数は2台

(6) 運行日

- ・月曜日から土曜日まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始(12月29日から1月3日まで)に当たる日は運休する。

(7) 運行時間

- ・8時から18時までを基本とする。
- ・なお、現行においても8便(17:00~17:55)目の利用が少ないとから、運行時間を早めることを今後検討する。

(8) 便数

- ・片方向 8 便（双方向 16 便）

(9) 方法

- ・同じルートを車両 2 台により双方向運行する。（右回り・左回り）

(10) 停留所

- ・未定（但し、現在の中央コース停留所（22か所）を基本とする。）

(11) 運賃

- ・有料とし、金額は今後検討する。（決定にあたっては市民に意見を求めた後、運賃部会で協議）

(12) 利用者

- ・市内外問わず誰でも利用できるものとする。

3 A I デマンド交通（仮称）

市内循環バス東・西コースが運行していた東・西地域について、これまでの運行形態を見直し、新たに市内全域を対象に A I デマンドシステムを活用した乗合交通による区域運行を行うことで、主に東・西地域と主要施設が集まる市内中心部との移動手段を確保する。

(1) 事業種別

一般乗合旅客自動車運送事業（区域運行）

(2) 事業主体

幸手市

(3) 運行事業者

運行事業者は、道路運送法第 4 条に規定する一般乗合旅客自動車運送業（区域運行）の許可を取得できる見込みのある者とする。なお、事業所及び車両保管場所の設置並びに許可申請に要する費用は、運行事業者が負担するものとする。

(4) 運行期間

- ・運行実施期間 令和 9 年 1 月 1 日から令和 14 年 12 月 31 日まで ※ 5 年間

(5) 車両

- ・タクシー車両（乗客定員4人）
- ・運行台数は2台

(6) 運行日

- ・月曜日から土曜日まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始(12月29日から1月3日まで)に当たる日は運休する。

(7) 運行時間

- ・8時から18時までを基本とする。
- ・但し、前回のデマンド交通において、17時台の利用が少なかったことを踏まえ、運行時間を早めることや短縮等について今後検討する。

(8) 便数

- ・運行ダイヤ、便の設定について今後検討する。

(9) 運行区域

- ・市内全域

(10) 運行方法

- ・自宅（周辺）と設定目的地間を予約に応じて乗合運行する。

(11) 設定目的地

- ・市内の公共施設、医療機関、商業施設、銀行、郵便局、福祉系施設、幸手駅、バス停など（詳細は今後検討する。）

(12) 運賃

- ・有料とし、金額は今後検討する。（決定にあたっては市民に意見を求める後、運賃部会で協議）

(13) 利用者

- ・市内在住の利用者登録をした人

(14) 今後の検討事項

- ・「循環バスの利用促進」、「デマンドの効率運行（乗合率・稼働率、予約の取り易さ）の確保」、「タクシーとの差別化」を図るため、以下の条件設定について今後検討する。

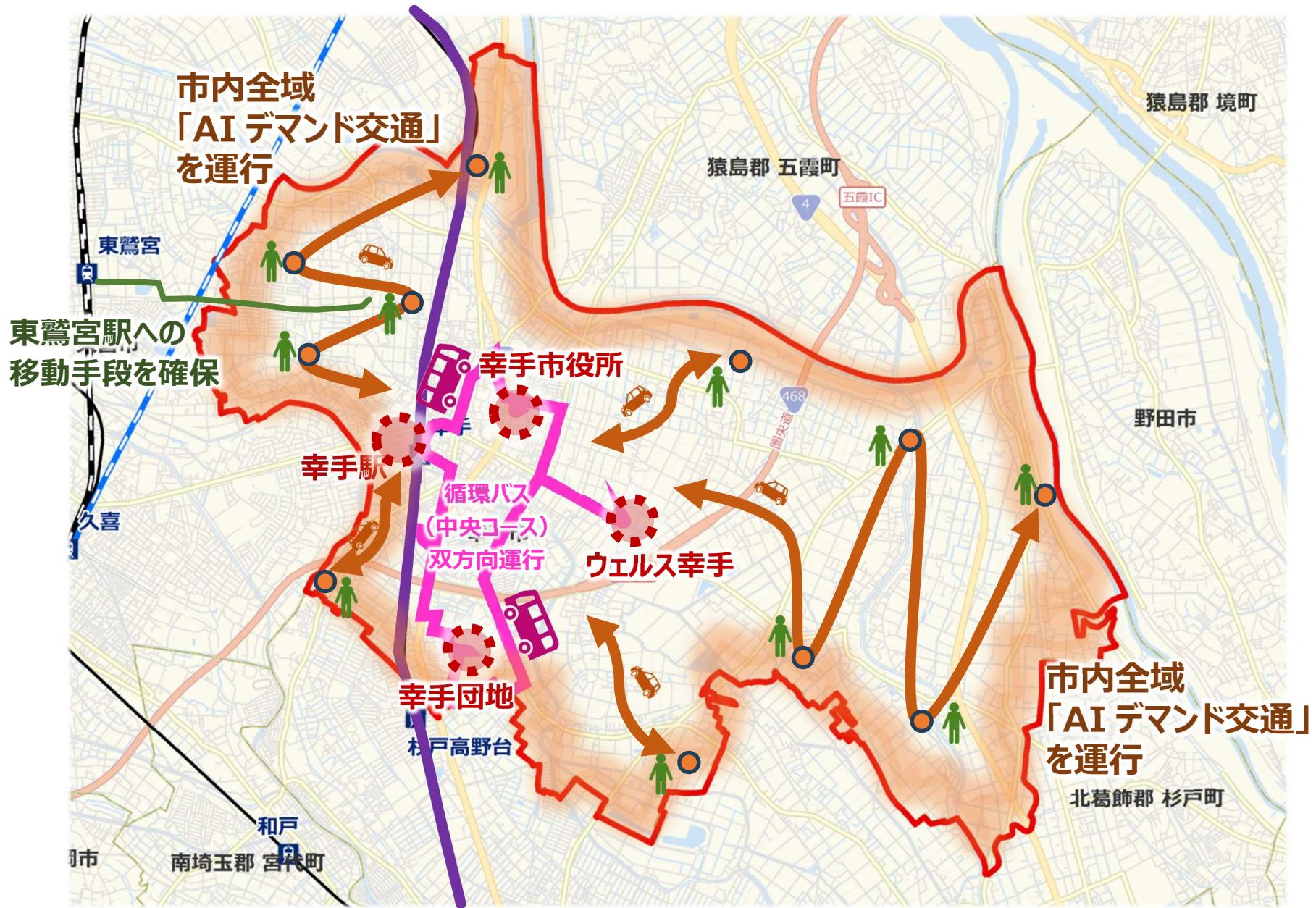
*中央エリア内の利用制限の必要性について

*長距離利用への負担増について

*設定目的地の限定化について

*効率的な予約の受け付け方について

幸手市が運行する公共交通の考え方(案)



幸手市が運行する公共交通の考え方（案）について

1 基本的な考え方

令和4年1月に運行開始した現行の市内循環バスについては、中央コースが少しづつ利用者を増やしてきた一方で、東・西コースについては開始当初から利用者が少なく、現在まで同じ状況が続いています。

これまで実施したアンケート等では、市内循環バス全般に対しては「朝晩の運行時間の拡大」「便数の増加」「停留所の増加」「双方向運行」などの意見が多くあり、東・西コースについては「遠回り」「時間が余計にかかる」「便数が少ない」「行き帰りで利用しづらい」といった声が寄せられており、これらが実際の利用の少なさに関連していると考えられます。

令和9年1月以降に市が運行する公共交通を検討するにあたり、令和6年度は、公募委員を含め市民で構成する地域公共交通あり方検討会を設置したほか、広報紙への折り込みにより市民アンケートを実施しました。この中でいただいた意見等を踏まえ検討を行ってきました。

検討の結果、市が運行する次期公共交通の考え方は以下の通りです。これに基づいて具体的な運行計画案を策定していきます。

- 現在の市内循環バス中央コースをベースに、これまでの一方向運行を見直し双方向とすることで、「行き」「帰り」の利用で更なる利便性の向上を図る。
- 市内循環バス東コース、西コースはこれを廃止し、自宅（周辺）と設定目的地間を、予約に応じて乗合運行するAIデマンド交通を新たに導入し、利用者の移動ニーズに合わせ効率的に運行する。
- 全体的には循環バスとAIデマンド交通の組み合わせ方式とし、「主に東・西地域と市内中心部の間の移動にはAIデマンド交通を利用する」「市内中心部の主要施設間の移動には市内循環バスを利用する」ことにより、市内全体の公共交通の更なる充実を図る。
- 東鶯宮駅への移動手段については、現在実証運行を行っている乗合型デマン

ドタクシーの運行や社バス・学バスの活用などによる確保を検討する。

2 市内循環バス

既存の市内循環バス中央コースをベースに、このエリアの「主要施設を目的地とする」、または、「主要施設の間を移動する」ための交通手段として循環バスを運行する。なお、車両2台により双方向運行を行うことで更なる利便性の向上を図り利用者拡大を目指す。

(1) 事業種別

一般乗合旅客自動車運送事業(路線定期運行)

(2) 事業主体

幸手市

(3) 運行事業者

運行事業者は、道路運送法第4条に規定する一般乗合旅客自動車運送業(路線定期運行)の許可を取得できる見込みのある者とする。なお、事業所及び車両保管場所の設置並びに許可申請に要する費用は、運行事業者が負担するものとする。

(4) 運行期間

- ・運行実施期間 令和9年1月1日から令和14年12月31日まで ※5年間

(5) 車両

- ・ノンステップバス(既存の中央コース車両と同じタイプを想定)
- ・台数は2台

(6) 運行日

- ・月曜日から土曜日まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始(12月29日から1月3日まで)に当たる日は運休する。

(7) 運行時間

- ・8時から18時までを基本とする。
- ・なお、現行においても8便(17:00~17:55)目の利用が少ないとから、運行時間を早めることを今後検討する。

(8) 便数

- ・片方向 8 便（双方向 16 便）

(9) 方法

- ・同じルートを車両 2 台により双方向運行する。（右回り・左回り）

(10) 停留所

- ・未定（但し、現在の中央コース停留所（22か所）を基本とする。）

(11) 運賃

- ・有料とし、金額は今後検討する。（決定にあたっては市民に意見を求めた後、運賃部会で協議）

(12) 利用者

- ・市内外問わず誰でも利用できるものとする。

3 A I デマンド交通（仮称）

市内循環バス東・西コースが運行していた東・西地域について、これまでの運行形態を見直し、新たに市内全域を対象に A I デマンドシステムを活用した乗合交通による区域運行を行うことで、主に東・西地域と主要施設が集まる市内中心部との移動手段を確保する。

(1) 事業種別

一般乗合旅客自動車運送事業（区域運行）

(2) 事業主体

幸手市

(3) 運行事業者

運行事業者は、道路運送法第 4 条に規定する一般乗合旅客自動車運送業（区域運行）の許可を取得できる見込みのある者とする。なお、事業所及び車両保管場所の設置並びに許可申請に要する費用は、運行事業者が負担するものとする。

(4) 運行期間

- ・運行実施期間 令和 9 年 1 月 1 日から令和 14 年 12 月 31 日まで ※ 5 年間

(5) 車両

- ・タクシー車両（乗客定員4人）
- ・運行台数は2台

(6) 運行日

- ・月曜日から土曜日まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始(12月29日から1月3日まで)に当たる日は運休する。

(7) 運行時間

- ・8時から18時までを基本とする。
- ・但し、前回のデマンド交通において、17時台の利用が少なかったことを踏まえ、運行時間を早めることや短縮等について今後検討する。

(8) 便数

- ・運行ダイヤ、便の設定について今後検討する。

(9) 運行区域

- ・市内全域

(10) 運行方法

- ・自宅（周辺）と設定目的地間を予約に応じて乗合運行する。

(11) 設定目的地

- ・市内の公共施設、医療機関、商業施設、銀行、郵便局、福祉系施設、幸手駅、バス停など（詳細は今後検討する。）

(12) 運賃

- ・有料とし、金額は今後検討する。（決定にあたっては市民に意見を求める後、運賃部会で協議）

(13) 利用者

- ・市内在住の利用者登録をした人

(14) 今後の検討事項

- ・「循環バスの利用促進」、「デマンドの効率運行（乗合率・稼働率、予約の取り易さ）の確保」、「タクシーとの差別化」を図るため、以下の条件設定について今後検討する。

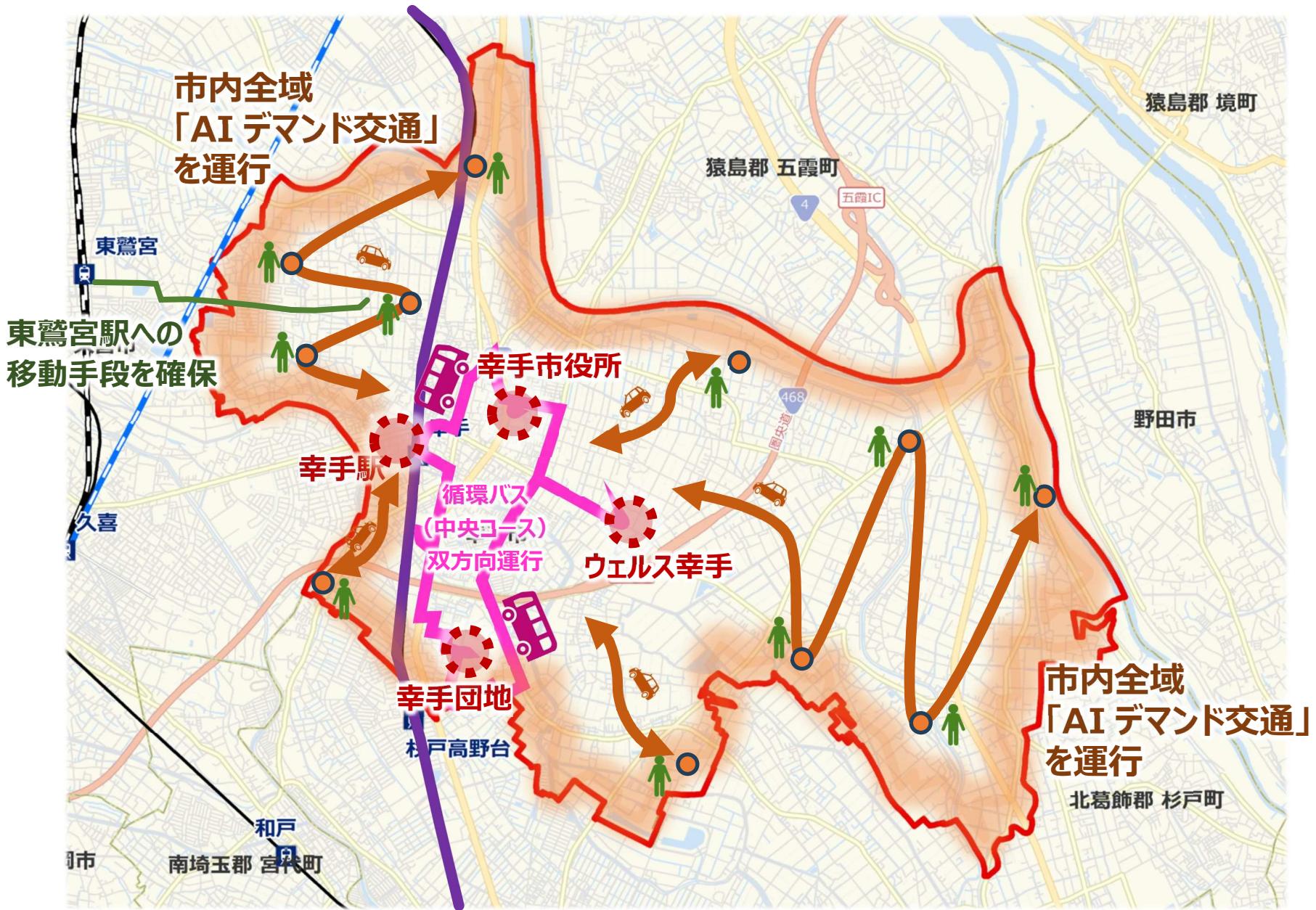
*中央エリア内の利用制限の必要性について

*長距離利用への負担増について

*設定目的地の限定化について

*効率的な予約の受け付け方について

幸手市が運行する公共交通の考え方(案)



幸手市が運行する公共交通の考え方（案）について

1 基本的な考え方

令和4年1月に運行開始した現行の市内循環バスについては、中央コースが少しづつ利用者を増やしてきた一方で、東・西コースについては開始当初から利用者が少なく、現在まで同じ状況が続いています。

これまで実施したアンケート等では、市内循環バス全般に対しては「朝晩の運行時間の拡大」「便数の増加」「停留所の増加」「双方向運行」などの意見が多くあり、東・西コースについては「遠回り」「時間が余計にかかる」「便数が少ない」「行き帰りで利用しづらい」といった声が寄せられており、これらが実際の利用の少なさに関連していると考えられます。

令和9年1月以降に市が運行する公共交通を検討するにあたり、令和6年度は、公募委員を含め市民で構成する地域公共交通あり方検討会を設置したほか、広報紙への折り込みにより市民アンケートを実施しました。この中でいただいた意見等を踏まえ検討を行ってきました。

検討の結果、市が運行する次期公共交通の考え方は以下の通りです。これに基づいて具体的な運行計画案を策定していきます。

- 現在の市内循環バス中央コースをベースに、これまでの一方向運行を見直し双方向とすることで、「行き」「帰り」の利用で更なる利便性の向上を図る。
- 市内循環バス東コース、西コースはこれを廃止し、自宅（周辺）と設定目的地間を、予約に応じて乗合運行するAIデマンド交通を新たに導入し、利用者の移動ニーズに合わせ効率的に運行する。
- 全体的には循環バスとAIデマンド交通の組み合わせ方式とし、「主に東・西地域と市内中心部の間の移動にはAIデマンド交通を利用する」「市内中心部の主要施設間の移動には市内循環バスを利用する」ことにより、市内全体の公共交通の更なる充実を図る。
- 東鶯宮駅への移動手段については、現在実証運行を行っている乗合型デマン

ドタクシーの運行や社バス・学バスの活用などによる確保を検討する。

2 市内循環バス

既存の市内循環バス中央コースをベースに、このエリアの「主要施設を目的地とする」、または、「主要施設の間を移動する」ための交通手段として循環バスを運行する。なお、車両2台により双方向運行を行うことで更なる利便性の向上を図り利用者拡大を目指す。

(1) 事業種別

一般乗合旅客自動車運送事業(路線定期運行)

(2) 事業主体

幸手市

(3) 運行事業者

運行事業者は、道路運送法第4条に規定する一般乗合旅客自動車運送業(路線定期運行)の許可を取得できる見込みのある者とする。なお、事業所及び車両保管場所の設置並びに許可申請に要する費用は、運行事業者が負担するものとする。

(4) 運行期間

- ・運行実施期間 令和9年1月1日から令和14年12月31日まで ※5年間

(5) 車両

- ・ノンステップバス(既存の中央コース車両と同じタイプを想定)
- ・台数は2台

(6) 運行日

- ・月曜日から土曜日まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始(12月29日から1月3日まで)に当たる日は運休する。

(7) 運行時間

- ・8時から18時までを基本とする。
- ・なお、現行においても8便(17:00~17:55)目の利用が少ないとから、運行時間を早めることを今後検討する。

(8) 便数

- ・片方向 8 便（双方向 16 便）

(9) 方法

- ・同じルートを車両 2 台により双方向運行する。（右回り・左回り）

(10) 停留所

- ・未定（但し、現在の中央コース停留所（22か所）を基本とする。）

(11) 運賃

- ・有料とし、金額は今後検討する。（決定にあたっては市民に意見を求めた後、運賃部会で協議）

(12) 利用者

- ・市内外問わず誰でも利用できるものとする。

3 A I デマンド交通（仮称）

市内循環バス東・西コースが運行していた東・西地域について、これまでの運行形態を見直し、新たに市内全域を対象に A I デマンドシステムを活用した乗合交通による区域運行を行うことで、主に東・西地域と主要施設が集まる市内中心部との移動手段を確保する。

(1) 事業種別

一般乗合旅客自動車運送事業（区域運行）

(2) 事業主体

幸手市

(3) 運行事業者

運行事業者は、道路運送法第 4 条に規定する一般乗合旅客自動車運送業（区域運行）の許可を取得できる見込みのある者とする。なお、事業所及び車両保管場所の設置並びに許可申請に要する費用は、運行事業者が負担するものとする。

(4) 運行期間

- ・運行実施期間 令和 9 年 1 月 1 日から令和 14 年 12 月 31 日まで ※ 5 年間

(5) 車両

- ・タクシー車両（乗客定員4人）
- ・運行台数は2台

(6) 運行日

- ・月曜日から土曜日まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始(12月29日から1月3日まで)に当たる日は運休する。

(7) 運行時間

- ・8時から18時までを基本とする。
- ・但し、前回のデマンド交通において、17時台の利用が少なかったことを踏まえ、運行時間を早めることや短縮等について今後検討する。

(8) 便数

- ・運行ダイヤ、便の設定について今後検討する。

(9) 運行区域

- ・市内全域

(10) 運行方法

- ・自宅（周辺）と設定目的地間を予約に応じて乗合運行する。

(11) 設定目的地

- ・市内の公共施設、医療機関、商業施設、銀行、郵便局、福祉系施設、幸手駅、バス停など（詳細は今後検討する。）

(12) 運賃

- ・有料とし、金額は今後検討する。（決定にあたっては市民に意見を求める後、運賃部会で協議）

(13) 利用者

- ・市内在住の利用者登録をした人

(14) 今後の検討事項

- ・「循環バスの利用促進」、「デマンドの効率運行（乗合率・稼働率、予約の取り易さ）の確保」、「タクシーとの差別化」を図るため、以下の条件設定について今後検討する。

*中央エリア内の利用制限の必要性について

*長距離利用への負担増について

*設定目的地の限定化について

*効率的な予約の受け付け方について